

業 務 仕 様 書

1 業務名

新たな主観的指標の活用のための調査・研究及び指標素案策定業務

2 背景・目的

本市の人口はこれまで一貫して増加傾向にあったが、住民基本台帳に基づく令和4年（2022年）1月1日時点の人口は、政令指定都市への移行後初めて減少に転じており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり先行きを見通すことができないが、長期的には更なる人口減少が見込まれる。

本市における令和3年（2021年）の合計特殊出生率は1.08と全国的に見ても低く、市民の希望出生率とかい離がある上、20歳代の若年層の道外への転出超過傾向も続いている。

このような状況を改善するため、これまでの合計特殊出生率のような客観的指標だけでなく、まちへの満足度、幸福度、Well-beingなどの市民の実感といった主観的指標からもアプローチし、本市の抱える課題を浮き彫りにし、合計特殊出生率の上昇や20歳代の若年層の道外への転出超過を解消させるための効果的な施策の打ち出しを行いたい。

そのために、主観的指標に関して他自治体等について調査・研究し、本市ならではの指標素案を策定するために本市市民へのアンケート調査を行い、これらを踏まえた指標素案を作ることで、今後の指標の検討・策定に活用する基礎資料の作成を目的とする。

3 業務内容

目的を達成するため以下の業務を総合的に実施するものとする。

(1) 主観的指標に関する調査・研究業務

札幌市の現状や他自治体等について調査・研究し、必要な方向性、取組の提案を含めた報告書を作成する。

ア 他自治体の取組の調査・分析

まちへの満足度、幸福感、Well-beingなどに関する他自治体の取組の概要、効果、課題等を整理・分析すること。

なお、最低3自治体以上に行うこと。選定にあたっては、受託者によって候補者を選定後、委託者と協議のうえで決定すること。

イ 学識経験者へのヒアリング調査

学識経験者を対象としたヒアリング調査により、本市の地域特性を踏まえた課題、指標等を把握し、整理すること。

なお、調査対象の学識経験者は最低2者以上とし、選定にあたっては、受託者によって候補者を選定後、委託者と協議のうえで決定すること。

- ウ 札幌市における主観的指標に関する課題の整理
ア及びイを踏まえ、札幌市における主観的指標に関する課題を整理すること。
- エ その他必要と考えられる事項の調査
アからウまでのほか、必要に応じ、主観的指標に関する必要な方向性及び取組を検討する上で必要な調査を行うこと。
- オ アンケート調査の実施
アからエまでを踏まえ、主観的指標素案を作成し、当該素案に基づいたアンケート調査を実施し、当該調査結果を集計・分析すること（当該調査方法は指定しない）。
調査対象は 18 歳以上の本市市民とし、有効回答者数は 4,000 人程度とすること。
なお、当該調査を実施する前に、内容については、受託者によって作成後、委託者と協議のうえで決定すること。
- (2) 主観的指標素案の提案業務
上記(1)を踏まえながら、本市の抱える課題を浮き彫りにし、合計特殊出生率の上昇や 20 歳代の若年層の道外への転出超過を解消させるための効果的な施策の打ち出しに資する札幌市独自の主観的指標の素案を作成する。
指標素案策定にあたっては以下の観点に留意することとする。
- ア 札幌市ならではの「ひと」、「ゆき」、「みどり」※などのキーワードに関する指標を盛り込むこと。
- ※ 「第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン」における「目指すべき都市像」から抜粋
- イ (1)イの学識経験者から意見をもらうこと。
- ウ 当該目的を達成するために、指標素案に併せて、経年把握する必要性が高い客観的指標があれば提案すること。
- エ 札幌市独自の主観的指標の名称を提案すること。
- オ 本市市民目線で分かりやすいものであること。

4 成果物

ア 納品時期

令和 6 年（2024 年）3 月 29 日（金）

イ 納品物

名称	形式	数量	備考
調査報告書（本書）	電子データ（Word、Excel 等、Microsoft office 2013 以降のファイル形式）	一式	CD-R、DVD-R、電子メールいずれかの提出方法による。
	印刷物（A4）	10 部	

単純集計表及びクロス集計表	電子データ (Excel、Microsoft office 2013 以降のファイル形式)	一式	CD-R、DVD-R、電子メールいずれかの提出方法による。
調査報告書（概要版。本書を A4 資料 1～2 頁程度にまとめたもの）	電子データ (Word、Excel 等、Microsoft office 2013 以降のファイル形式)	一式	CD-R、DVD-R、電子メールいずれかの提出方法による。

ウ 納品場所

まちづくり政策局政策企画部企画課企画係(札幌市役所本庁舎 5 階)

エ 留意事項

- (ア) 本業務に係る成果物については、納品後、委託者において公表する予定であることに留意すること。
- (イ) 構成は本市と協議のうえで決定すること。
- (ウ) 内容は可能な限り図解し、理解しやすいものとする。

5 業務履行期間

契約締結日から令和 6 年（2024 年）3 月 29 日（金）

6 環境への配慮について

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮すると

もに、委託者の指示に従うこと。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、本市「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」に基づき、適切な措置を講じること。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(5) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

(6) 事故等に対する対応

本業務に関する事故等については、委託者に速やかに報告するとともに、受託者の責任により、適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。

8 委託担当部局

札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階南側

電話：011-211-2192 E-mail：ki.kikaku@city.sapporo.jp